

連絡先

中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 岡田、前田、松田
TEL 052-952-8038
中部運輸局 愛知運輸支局
輸送・監査担当 本田、岡本
TEL 052-351-5313

乗合バス事業者に車両使用停止処分及び文書警告

中部運輸局は、道路運送法違反を確認した下記事業者に対し、車両使用停止処分及び文書警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：株式会社 オーワ（代表取締役 加納 浩仁）
住 所：愛知県岡崎市北野町字西河原58番地1
営 業 所：足助営業所（愛知県豊田市大井町砂田23-3）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和元年11月15日 10日車（1両×10日間）
処分内容：「事業用自動車の使用停止」及び「文書警告」

3. 監査端緒

平成31年4月4日、当該事業者が豊田市コミュニティバスを運行中、豊田スタジアム東バス停通過後に運行を中断したため。

4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の①、②の法令違反を確認。

- ① 事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。
（道路運送法第16条1項）

② 従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するための指導監督が、効果的かつ適切に行われていなかった。

(道路運送法第27条3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第2条3項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況（中部運輸局管内）

当該行政処分により付された違反点数 1点

当該事業者の累積違反点数 1点